

市第52号議案

横浜市事務分掌条例の一部改正

横浜市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成21年11月27日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市事務分掌条例の一部を改正する条例

横浜市事務分掌条例（昭和26年10月横浜市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第1条中「行政運営調整局」を「総務局」に、「市民活力推進局」を「市民局」に、「まちづくり調整局」を「建築局」に、「安全管理局」を「消防局」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。  
（横浜市特別職職員議員報酬等審議会条例の一部改正）
- 2 横浜市特別職職員議員報酬等審議会条例（昭和43年3月横浜市条例第2号）の一部を次のように改正する。  
第7条中「行政運営調整局」を「総務局」に改める。  
（横浜市財産評価審議会条例の一部改正）
- 3 横浜市財産評価審議会条例（昭和39年3月横浜市条例第15号）の一部を次のように改正する。  
第14条中「行政運営調整局」を「総務局」に改める。  
（横浜市スポーツ振興審議会条例の一部改正）
- 4 横浜市スポーツ振興審議会条例（昭和37年3月横浜市条例第8

号)の一部を次のように改正する。

第9条中「市民活力推進局」を「市民局」に改める。

(横浜市都市計画審議会条例の一部改正)

5 横浜市都市計画審議会条例(昭和44年11月横浜市条例第69号)

の一部を次のように改正する。

第7条中「まちづくり調整局」を「建築局」に改める。

(横浜市住宅政策審議会条例の一部改正)

6 横浜市住宅政策審議会条例(平成7年9月横浜市条例第47号)

の一部を次のように改正する。

第10条中「まちづくり調整局」を「建築局」に改める。

(横浜市開発審査会条例の一部改正)

7 横浜市開発審査会条例(昭和44年12月横浜市条例第71号)の一

部を次のように改正する。

第8条中「まちづくり調整局」を「建築局」に改める。

### 提 案 理 由

局の名称を変更するため、横浜市事務分掌条例の一部を改正したいので提案する。

**参 考**

横浜市事務分掌条例（抜粋）

（上段 改正案  
下段 現 行

（局の事務分掌）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項後段の規定による横浜市の事務分掌は、次のとおりとする。

（省略）

総務局  
行政運営調整局

（省略）

市民局  
市民活力推進局

（省略）

建築局  
まちづくり調整局

（省略）

消防局  
安全管理局

（省略）

横浜市特別職職員議員報酬等審議会条例（抜粋）

（上段 改正案  
下段 現 行

（庶務）

第7条 審議会の庶務は、総務局  
行政運営調整局において処理する。

横浜市財産評価審議会条例（抜粋）

（上段 改正案  
下段 現 行

（庶務）

第14条 審議会の庶務は、総務局  
行政運営調整局において処理する。

横浜市スポーツ振興審議会条例（抜粋）

$\left(\frac{\text{上段}}{\text{下段}} \frac{\text{改正案}}{\text{現行}}\right)$

（庶務）

第9条 審議会の庶務は、市民局（会議の案件が教育委員  
市民活力推進局会の諮問に係るものにあつては、教育委員会事務局）において処  
理する。

横浜市都市計画審議会条例（抜粋）

$\left(\frac{\text{上段}}{\text{下段}} \frac{\text{改正案}}{\text{現行}}\right)$

（庶務）

第7条 審議会の庶務は、建築局において処理する。  
まちづくり調整局

横浜市住宅政策審議会条例（抜粋）

$\left(\frac{\text{上段}}{\text{下段}} \frac{\text{改正案}}{\text{現行}}\right)$

（庶務）

第10条 審議会の庶務は、建築局において処理する。  
まちづくり調整局

横浜市開発審査会条例（抜粋）

$\left(\frac{\text{上段}}{\text{下段}} \frac{\text{改正案}}{\text{現行}}\right)$

（庶務）

第8条 審査会の庶務は、建築局において処理する。  
まちづくり調整局